



## 宮城県の時短営業要請に伴う協力金の申請受付を開始します

—5月13日(木)から 1店舗当たり最大136万円—

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、県は、接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店を対象とし、4月5日午後9時～5月12日午前5時の間に2度にわたる営業時間短縮要請を行いました。
- 要請に伴い、期間ごとに全日程で御協力いただいた事業者の皆様に、協力金をお支払いします。協力金の金額は、1店舗当たり最大で136万円となります。
- 5月13日（木）から申請書の受付を開始し、早ければ5月下旬のお振込みを予定しています。

### 【協力金交付の概要】

- ・ 名称 気仙沼市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金
- ・ 金額 各期間ごとに全日程で御協力いただいた方に以下の金額をお支払いします。
  - (1) 当初期間 令和3年4月5日午後9時から5月6日午前5時まで  
1店舗当たり124万円（1日当たり4万円×要請日数31日）
  - (2) 延長期間 令和3年5月6日午後9時から5月12日午前5時まで  
1店舗当たり12万円（1日当たり2万円×要請日数6日）※(1)と(2)を通して御協力いただいた方には、136万円をお支払いします。  
※市内で複数の対象店舗を運営し、その全店舗で今回の要請に御協力いただいた方には、要請期間ごとに対象店舗数を乗じた額をお支払いします。
- ・ 対象 県の時間短縮要請・協力依頼に基づき協力した店舗
  - (1) 要請内容  
営業時間を午前5時から午後9時までとする時間短縮営業  
※従前より午前5時から午後9時までで営業している店舗は、対象外です。
  - (2) 要請対象  
食品衛生法上の営業許可を取得している以下の店舗
    - ・ 接待を伴う飲食店
    - ・ 酒類を提供する飲食店※対象と見込まれる事業者（昨年度の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給した飲食店等）に対しては、申請書類を郵送しています。

### 【申請までのスケジュール】

- ・ 5月13日（木） 申請受付開始
- ・ 5月下旬から 随時入金開始

#### 【申請書配布場所】

- ・ 気仙沼市公式ホームページから申請様式をダウンロードできます。
- ・ 印刷した申請書は、以下の窓口で配布しています。  
気仙沼市役所（ワンテン庁舎1階産業戦略課・本庁舎1階受付窓口）、唐桑・本吉総合支所、階上・大島出張所、気仙沼商工会議所、本吉唐桑商工会、気仙沼観光コンベンション協会

#### 【申請時に必要な書類】

- ・ 所定の申請様式（申請書兼請求書）
- ・ 営業許可証の写し（飲食店営業許可証，社交飲食店営業許可証）
- ・ 従前から酒類を提供していることが確認できる書類（メニューの写し等）
- ・ 店舗の外観または内観写真
- ・ 営業時間確認書類（店頭への貼り紙写真，新聞広告・チラシ，ネット広告等）  
※従前と時間短縮後の営業時間がそれぞれわかるもの
- ・ 宮城県の「新型コロナ対策実施中ポスター」の掲示状況が確認できる写真
- ・ 本人確認書類の写し（運転免許証，マイナンバーカードの写し等）
- ・ 口座番号確認書類(通帳)の写し

#### 【その他】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため，原則郵送での受付とします。
- ・ 問い合わせ窓口は，産業戦略課商工労働係（0226-22-3436）です。